

令和2年9月25日

## 告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 1 条、第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 1 号に基づき、ワタナベボクシングジム（以下「ワタナベジム」という）所属ボクサーである山口怜恩（ライセンスNo.47370）選手を嚴重注意処分とする。

理由： ワタナベジム山口怜恩選手は、令和2年9月24日、PCR検査後にホテルへ直行すべきところ、ファミリーレストラン内で食事のテイクアウトのため店内で並んでいるところを目撃された。

このことは、「ボクシング興行再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に違反する行為であり、当財団は山口怜恩選手を嚴重注意処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、ワタナベジムのクラブオーナーである渡辺均（ライセンスNo.8956）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、渡辺会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション